障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)案 要綱(案)の簡略版(未定稿)

目次

前文

第一 総則

第二 障害者の権利擁護

- 一 障害者への差別の禁止等
- 二 障害者への虐待の禁止等

第三 障害者の地域生活の支援

第四 障害者の自立及び社会参加の支援

第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

第六 補則

附則

だれでもみんな、自分らしく豊かな生活をおくることや、自分自身で決め、自分自身で 選ぶことにより、社会とかかわる権利を持っています。その権利は、障害のあるなしに関 係なく持っているものです。

地域で生活すること、地域で活動することや社会とかかわることが自由に出来ないことは、憲法で守られている基本的人権という、「だれもが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利」を妨げていることになります。

さいたま市は、国際連合の総会で決められた「障害者の権利に関する条約」が目指す、 障害があることを理由に差別を受けることがない社会を作っていくことを宣言します。

さいたま市が目指す社会は、障害のある人もない人も一人ひとりが、人として生活していく上で必要となる権利と自由を認める社会をつくることです。

さいたま市民は、障害のあるなしに関係なく基本的人権を持っている社会の一員です。 さいたま市民は、基本的人権を持っているものとして、お互いを尊重しながら、未来にわ たって、安心して生活できる社会を作るために、この条例を制定します。

第一 総則

(目的)

一 この条例は、障害があってもなくても、市民のひとりとして自分らしくあたりまえの 生活が尊重されるために、障害のある人のあたりまえの生活を守るとともに、障害のあ る人が自分らしく生きることや社会とかかわることを支えるために、さいたま市が行う ことを定めて、みんなが社会の一員として暮らし、働き、学び、スポーツや文化などに 参加できるようにすることで、地域づくりを行っていくことを目的にします。

(定義)

二 この条例で「市民」とは、さいたま市内に住んでいる人、市内で働いている人や学ん

でいる人を言います。

- 2 この条例で「事業者」とは、さいたま市内で会社を起こしたり、お店を開いたりして いるすべての人を言います。
- 3 この条例で「障害」とは、心や体を思うように動かすことに難しさがあることにより、 毎日の暮らしや働いたり、学んだりすることに支えがいることを言います。
- 4 この条例では次の(1)、(2)に当てはまる人を「障害者」といいます。
 - (1) 障害者基本法に定められている身体障害、知的障害、精神障害がある人と発達障害者支援法に定められている発達障害がある人
 - (2) 障害があるとともに、毎日の生活や働いたり、学んだりすることが思うようにできなかったり、できないようになっている人で、支えを必要とすることが続く人
- 5 この条例で「合理的配慮に基づく措置」とは、市民のひとりとして、障害のある人が 自分らしさとあたりまえの生活が尊重されるために必要な手立てです。

毎日の生活や働いたり、学んだりすることができるようにするために必要とされる手立てを行うことをいいます。

ただし、例えば障害のある人がお店で働く場合、お店を開いている時間と障害のある人が働ける時間が異なってしまったり、障害のある人が利用するためにはお店の建物そのものを建て替えなければならなかったりするなど、必要とされることを行う人に大きな負担となることは除きます。

- 6 この条例では、次の(1)~(7)のことを「差別」といいます。
 - (1) 毎日の生活などで知った障害のある人の名前や身の上などを誰かに言いふらすなどして、その障害のある人の暮らしを妨げること。
 - (2) 学ぶときや学ばせるときに、障害のある人に必要なことを教えなかったり、学ぶための支えをしなかったりすること。また、学ぶために必要とされる手立てを行わないことと、障害のある人やその保護者の意見を聴かなかったり、説明を行わないで、入学する学校を決めたりすること。
 - (3) 障害のある人を雇って、仕事をさせるとき、その障害のある人が働くために必要と される手立てを行わないこと。
 - (4) みんなが利用している、病院、福祉サービスや商品の売買、不動産の取引を、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
 - (5) みんなが利用している建物や電車、バスなどの利用を、正当な理由なく、障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
 - (6) 障害のある人が毎日の暮らしに必要な情報をやりとりするときに、正当な理由なく、 障害のある人の障害を理由に断ったり、一部に限ったり、条件をつけたりすること。
 - (7) (1)~(6)までのほかに、障害を理由に、障害のない他の人にくらべて、悪い条件を押し付けたり、押し付けようとしたりすること。
- 7 この条例では、次の(1)~(6)の行いのことを「虐待」といいます。
 - (1) 障害のある人の体を傷つけたり、傷つけるおそれのある暴力をふるったりすること。
 - (2) 障害のある人に性的な嫌がらせすることや性的な嫌がらせをさせること、または障害のある人だからといって、本人が望む、望まないにかかわらず、交際を制限したり、

子どもを作ることができない体にしたりすること。

- (3) 障害のある人に対して、ひどい暴言を浴びせたり、無視したりして心を深く傷つけること。
- (4) 障害のある人が弱ってしまうほど食事を減らしたり、世話が必要なのにそのままにしたりしておくこと。
- (5) 障害のある人の財産を勝手に売り払って代金を奪ったり、年金をだまし取ったりするなどして損をさせること。
- (6) (1)~(5)までのことを知りながら、または障害のある人が損をしたり病気になったりすることが明らかなのに、そのままにしておくこと。
- 8 この条例で「後見的支援を要する障害者」とは、福祉サービスなどを自分で選択して 利用できないため、生活することが難しい市内に住む障害者で、保護者などがいない人 をいいます。

(基本理念)

- 三 障害のある人に対する差別をやめるための取組みは、市、市民、事業者と病院、福祉施設、学校、職業安定所など障害者と関係のある機関(以下「各関係機関」といいます。)が、障害のある人が自分らしくあたりまえの生活を送ることを理解し、尊重して、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければなりません。
- 2 障害のある人のあたりまえの生活を守り、自分らしく生きることや社会とかかわることを支えるために、市、市民、事業者と各関係機関がお互いに連絡をとり、協力して、 障害のある人が選んで決めたことと自分らしく生きることを尊重して行わなければなりません。
- 3 障害のある人のあたりまえの生活を守ることや自分らしく生きること、社会とかかわることを支えるためには、市、市民、事業者と各関係機関がそれぞれのやらなくてはいけない事にしたがって、障害のある人が市民の一人として地域に生活し、社会の一員として役割を果たすことができるように取り組まなくてはなりません。

(市の責務)

四 市は、この条例の目的の達成のために、基本理念にもとづいて、障害者基本法やその ほかの障害者に関係する法律をいかしながら、障害のある人のあたりまえの生活を守り、 自分らしく生きることや社会とかかわることを支えるための方法を市役所全体で協力 しながら、計画を立てて行わなくてはなりません。

(市民等の責務)

五 市民と事業者は、基本理念にもとづいて、障害のある人に対する理解を深めるととも に、障害のある人と地域でともに暮らし、自分らしくあたりまえの生活を尊重していく ための良い雰囲気のまちづくりをするように努力しなければなりません。

(計画及び進行管理)

六 市長は、この条例に書かれていることを全庁横断的に、計画的に行うために、さいた

ま市障害者総合支援計画を立てて、毎年、障害者施策推進協議会に計画の進み具合を報告しなければなりません。

2 推進協議会は、報告に対して意見を述べます。

第二 障害者の権利擁護

ー 障害者への差別の禁止等

(差別の禁止)

七 どんな人でも、障害のある人に差別をしてはいけません。

(申立て)

- 八 障害のある人は、差別が行われたと思ったとき、障害者の権利に関する委員に助言又は働きかけを行うよう、市長に伝えることができます。
- 2 障害のある人の保護者や養護者、事業者と各関係機関は、障害のある人に代わって伝えることができます。

ただし、本人が申立てをしてほしくないということがはっきりとわかっている場合は、 伝えることができません。

- 3 市長へ伝えることは、次の(1)~(3)に当てはまる場合はできません。
 - (1) 他の法律のきまりで、別に伝えることができるもので、市役所が決めたことの取り消しや変えることを求めるもの。
 - (2) 差別が行われたと思ったときや差別が終わったときから 3 年経ってしまっている場合。
 - (3) 現在、犯罪の捜査の対象になっている場合。

(事案の調査)

九 市長は、差別が行われたと申立てられたときは、その差別の事実について障害者生活 支援センターとお互いに連絡をとり、協力して、調査をすることができます。この場合、 調査される人は、市や障害者生活支援センターに協力しなければなりません。

(助言及びあっせん)

- 十 市長は、差別が行われたと伝えられたときは、委員会に対して助言や働きかけを行う ことを話し合ってもらいます。
- 2 委員会は、差別が行われたことに関係する人たちに助言や働きかけを行います。
- 3 委員会は、助言や働きかけのために差別が行われたことに関係する人たちに出席を求めて説明や意見を聞いたり、資料を出してもらったりすることができます。

(勧告)

- 十一 委員会は、助言や働きかけを行っても、差別をしたと思われる人が、助言や働きかけに従わないときは、市長に差別をやめるように促すことを求めることができます。
- 2 市長は、差別をやめるように促すことを求められたとき、差別をしたと思われる人に 差別をやめるように言うことができます。市長は、委員会の求めを尊重します。

3 市長は、調査を拒否した人に対しても、調査に協力するように促します。

(公表)

- 十二 市長は、差別をやめるよう促したにもかかわらず、差別をしたと思われる人が差別をやめない場合は、差別をやめるようにいったことを、みんなに知らせることができます。
- 2 市長は、みんなに知らせようとするときは、あらかじめ、差別をしたと思われる人に 意見を述べられるようにしなければなりません。ただし、差別をしたと思われる人が意 見を述べに来ないときは、意見を聞かないでみんなに知らせることができます。

二 障害者への虐待の禁止等

(虐待の禁止)

十三 どんな人でも、障害のある人に虐待をしてはいけません。

(体制の整備等)

- 十四 市は、虐待の知らせを受け、虐待を早く見つけ、虐待をさせないようにするための 仕組みを作らなくてはなりません。
- 2 市は、虐待された障害のある人とその保護者などの相談を受け、助言や指導をするための仕組みを作ります。
- 3 市長は、障害者生活支援センターとお互いに連絡をとり、協力して、虐待を早く見つけ、すぐに虐待された障害のある人の安否の確認を行います。

(通報)

- 十五 市民、事業者と各関係機関は、虐待を受けたと思われる障害のある人を見つけたと きは、すぐに市役所に通報しなければいけません。
- 2 事業者や各関係機関は、通報した人に対し、市役所などに連絡したことを理由として、 仕事をやめさせたり、嫌がらせをしたりしてはいけません。

(通報を受けた場合の措置)

十六 市長は、通報を受けたとき、障害のある人への虐待を防ぎ、守るため、他の法律を うまく運用することとします。

(立入調査)

- 十七 市長は、虐待により、障害のある人の命やからだに、危険が生じるおそれがあると きは、障害のある人の福祉にたずさわっている市の職員に、虐待されている障害のある 人の家などに行き、必要なことを調べたり、質問をさせたりすることができます。
- 2 障害のある人の保護者などや事業者、各関係機関は、調査と質問に協力しなければな りません。
- 3 立ち入り調査をする職員は、身分証明書を持っていき、見せてほしいといわれたとき は見せなければなりません。

4 立ち入り調査は、犯罪を捜査するためのものではありません。

(虐待防止の取組状況の公表)

十八 市長は、毎年、虐待の起こった数と虐待の状況や虐待があったときに行った内容を みんなに知らせます。

第三 障害者の地域生活の支援

(地域生活の総合的な支援)

- 十九 市は、障害のある人が安心して自分らしく生活を送れるように、毎日の生活などで 困っていることやその人の障害を理解して、障害のある人が自分らしく生活しやすくす るともに障害のある人の家族を支えることに努めなければなりません。
- 2 障害のある人のための施設やヘルパーの方、福祉に関係する会社を経営する人は、福祉サービスを行うための必要な力を身につけるとともに、障害のある人やその家族が必要としている福祉サービスを実施するように努めなければなりません。
- 3 市と障害者生活支援センターは、相談にのったりと障害のある人を支えたりするときは、必要な力と意識を高め、障害のある人とその家族がどんな福祉サービスが必要なのかをつかんで、それをより良くするように努めなければならないとともに、別に定める支援指針にしたがって、事業者と各関係機関とお互いに連絡をとり、協力して、いろんな人が障害のある人を支えるための仕組みを作らなければなりません。

(成年後見制度等の利用促進)

- 二十 市は、福祉サービスなどを自分で選択して利用できないため生活することが難しい 市内に住んでいる障害のある人が、安心して自分らしく生活を送れるように、福祉サー ビスを利用するときの手伝いや、預金通帳や大切な書類をなくさないように預かってく れる成年後見制度やあんしんサポート事業をスムーズに利用できるために必要なこと を行わなければなりません。
- 2 市は、成年後見制度やあんしんサポート事業を行う人を増やしていくように努めなければなりません。

(障害者の住まいの確保)

- 二十一 市は、障害のある人が住みたいと思った地域で暮らすことができるよう、家や住み続けるために必要なことを行うよう努めなければなりません。
- 2 事業者は、障害のある人や障害のある人と一緒に住む人が住む家を買ったり借りたり するときには福祉事務所や障害者生活支援センターとお互いに連絡をとり、協力して、 障害のある人が地域で暮らしていくために必要な家を準備することに努めます。

(意思疎通等が困難な障害者に対する配慮等)

二十二 市のイベントやお知らせをするときは、コミュニケーションが難しい障害のある人に対し、それぞれの障害に対する理解を深めて、必要な手立てを行うよう努めなければなりません。

- 2 市は、コミュニケーションが難しい障害のある人に対し、パソコンや新しい技術を利用しやすくするために必要なことを行うよう努めなければならない。
- 3 市は、地震などが起こったときなどに、すぐに障害のある人と連絡が取れるようにするために事前に準備をして、それぞれの障害に対する理解を深めて、地震などが起こったときに必要なことを行わなければならない。
- 4 事業者は、地域で生活するために必要なサービスを提供するに当たり、コミュニケーションが難しい障害のある人に対し、それぞれの障害に対する理解を深めて、必要な手立てを行うよう努めます。

第四 障害者の自立及び社会参加の支援

(障害者の就労支援)

- 二十三 さいたま市は、障害のある人が働くことにより自分自身で生活が送れるように、 障害のある人に対し支援を行っている会社など、みんなで協力して、障害のある人が働 くために必要とする相談を受け、支援を行っていくための関係を作り上げなければなり ません。そして、障害のある人に対し、働くための支援と生活で必要とされる支援を一 体的に途切れることなく行っていかなければなりません。
- 2 会社は、足が不自由であるとか、複雑なお仕事が出来づらいといったような、障害の ある人が不自由に感じていることを理解し、障害のある人がお仕事をするきっかけを作 り、そのお仕事を続けていけるような手立てをする努力をします。

(障害者の社会参加の支援)

- 二十四 さいたま市は、障害のある人の移動の支援をする場合、障害のある人が地域で生活していく上で解決しなければならないことや、移動には車椅子が必要であるとか、目が見えづらいといったような、障害のある人が不自由に感じていることを理解し、すべての市民、会社や各関係機関と協力して、障害のある人が不自由なく移動できる場所が増えるために必要なことをしていく努力をしなければなりません。
- 2 さいたま市は、道路や建物を作るときや直すときは、利用する障害のある人が不自由 に感じていることを理解して、道路の段差をなくしたり、点字ブロックを設置したりす るなど障害のある人が使いやすいものとなるよう気をつける努力をしなければいけま せん。
- 3 会社は、障害のある人が建物又は電車やバスなどを利用するときは、障害者が不自由 に感じていることを理解して、段差にスロープを設置することや、電車に乗る際の手助 けを行うよう心がける努力をします。

第五 障害者の発達の支援及び教育の充実

(切れ目のない支援の実施)

- 二十五 市は、障害のある人が生まれてからずっと、途中で支えがなくならないようにする手立てを行うよう努めなければなりません。
- 2 市は、それぞれの障害のある人が必要とする保育と支えの内容をつかんで、各関係機 関とお互いに連絡をとり、協力して、必要とする支えがなくならないようにする手立て

を行うよう努めなければなりません。

(障害者に対する包括的な教育の実施)

- 二十六 市と市立の学校は、それぞれの障害のある人が必要とする学ぶ内容と支えにそって、みんながともに学ぶことができるような教育をしなければなりません。
- 2 市と市立の学校は、障害のある人が必要とする教育を受けることが出来る学校を、近 所で選べるようにするために、必要な手立てを行うよう努めなければなりません。
- 3 市は、学校の先生が障害のある人を理解できるようにするための手立てを行うととも に、特別支援教育を行う先生の力を向上させるようにしなければなりません。
- 4 市と市立の学校は、学校や公民館などで障害のある人を理解するために必要な手立て を行わなくてはなりません。

第六 補則

(障害者の権利に関する委員会)

- 二十七 市長が意見を求めたときに、差別に関することを調べるため、さいたま市障害者 の権利に関する委員会を設けます。
- 2 委員会は、差別をやめたり、なくしたりするために必要なことを推進協議会と話し合います。
- 3 委員会は10人以内で行います。
- 4 委員は次の(1)~(7)のうちから市長が決めます。
 - (1) 障害のある人
 - (2) 専門に研究している人
 - (3) 会社やお店などの人
 - (4) 障害者にかかわる活動をしている人
 - (5) 市民
 - (6) 市役所以外の公共の仕事をしている人
 - (7)(1)~(6)以外に市長が必要と思う人
- 5 委員は2年で交代します。ただし、続けてもかまいません。
- 6 委員が辞めた場合の代わりの委員は、辞めた委員の残りの期間、委員を務めます。
- 7 このほかに委員会のことで必要なことは、他の決まりで定めます。

(地域自立支援協議会)

- 二十八 市長が意見を求めたときに、障害のある人が地域で生活するために必要なことを調査するため、地域自立支援協議会を設けます。
- 2 自立支援協議会は、次の(1)~(3)のことを行います。
 - (1) 障害のある人が安心して地域で生活するための必要なことと、障害のある方を支えるために問題となっていることを解決するために話し合いを行います。
 - (2) 障害のある人の地域生活を支援するための方法を調べて、福祉事務所や障害者生活 支援センターに必要な助言をします。
 - (3) 自立支援協議会ではっきりとした問題を、毎年、推進協議会に知らせます。

- 3 委員会は12人以内で行います。
- 4 委員は次の(1)~(7)のうちから市長が決めます。
 - (1) 専門に障害のことを研究している人
 - (2) 障害者生活支援センターの人
 - (3) 会社やお店などの人
 - (4) 障害者にかかわる活動をしている人
 - (5) 市役所以外の公共の仕事をしている人
 - (6) 市役所の人
 - (7)(1)~(6)以外に市長が必要と思う人
- 5 委員は2年で交代します。ただし、続けてもかまいません。
- 6 委員が辞めた場合の代わりの委員は、辞めた委員の残りの期間、委員を務めます。
- 7 このほかに委員会のことで必要なことは、他の決まりで定めます。

(市民会議)

- 二十九 障害のある人のために市がすることについて、障害のある人を含む市民がお互い に意見交換を行う市民会議を設けます。
- 2 市長は、市民会議で交換された意見を、推進協議会に知らせます。

(障害者に対する理解の推進)

- 三十 市長は、障害のある人に対する理解を広げることについて、みんなのお手本になる ことをした人をみんなに知らせることができます。
- 2 推進協議会は、障害のある人に対する理解を広げることについて、みんなのお手本になることをした人を市長に推薦することができます。

(委任)

三十一 この条例に書かれていることを行うことで、条例で書かれているほかに必要なことは規則で定めます。

附 則

(検討)

1 市は、この条例を行い始めてから 5 年後をめどに、条例の影響や他の法律の動きを調べて、推進協議会の意見をもとに、条例の内容を考えて、内容を補ったり、変えたりすることとします。